

Title	貸借対照表の回顧的目的 - フィッシャーの貸借対照表論 -
Sub Title	
Author	山田, 正夫
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1931
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.25, No.7 (1931. 7) ,p.985(71)- 1024(110)
JaLC DOI	10.14991/001.19310701-0071
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19310701-0071">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19310701-0071</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

- ditto, Second Interim Report of the Gold Delegation of the Financial Committee, 1931.  
Albert C. Whitaker, Foreign Exchange, 1926.  
ditto, "The Ricardian Theory of Gold Movements and Professor Laughlin's Views of Money," Quarterly Journal of Economics, Vol. XVIII, Feb, 1904.  
T. Balogh, "The Import of Gold into France," Eco. Jour., Vol. XL, No. 159.  
Alfred Lansburgh, "Goldkrieg," Die Bank, 23. Jhrg., 46. Band, Heft 33.  
Feliks Mlynarski, Gold and Central Banks, 1929.  
R. C. Hawtrey, The Gold Standard in Theory and Practice, 1927.  
J. Laurence Laughlin, Money and Prices, 1924.  
A. J. etc. Liversedge, "Gold in 1929 and at other times," Bankers' Magazine, April 1930.

## 貸借対照表の回顧的目的

——フィッシャーの貸借対照表論——

山田正夫

本稿は R. Fischer の著 *Ueber die Grundlagen der Bilanzwert*, 1909. の前半『貸借対照表の回顧的目的、損益計算』を題せらるゝ第一編の抄譯紹介である。茲に之を紹介する所以は、彼の所論が會計學說史上に一の重要な地位を占むるを思惟せらるゝが故に外ならないが、詳細の検討は今俄かに執筆の餘裕なきことを遺憾とする。

原稿の閱讀、原文との對照に就いて三邊先生に多大の御手数を煩はしたことを特に記して、先生の學恩に甚深の感謝を捧げる。

——標語 目的はあらゆる正しきもの、創造者なり——

### 第一章 貸借対照表價值を評價論の一般原則に還元するを得るか

未だ嘗て商業上の慣習並びにその由來する所を知らずに、始めて貸借対照表に依つて表示せられてゐる商人の營業財産の價值を觀察する者は、何人でも斯かる價值は疑もなく簿記との密接なる關係を現はしてゐることを認めざるを得まい。これは既に、原料品の購入費と購入以來この原料に對して加へられた生産過程の費用、就中貸銀額とが累加せられた半製品及び完製品に於いて明瞭であ

るが、或る場合には又所謂設備價值、即ち機械、建物、棚卸品等に就いても一層著しく現はれることがある。即ち之等の物件は最高の場合に於てはその購入費の全額を附するが、それも只恐らくは第一年即ち購入年度の終りだけのことであつて、次年以後の貸借対照表に於いては（少くとも大なる修繕は別として）絶えず減少してゆく購入費の残額を計上するのである。

然らば斯かる慣習は何處に由來し、且つ如何なる理由に基くものであらうか。

勿論至極簡單にかゝる貸借対照表價值を以つて満足なりとし、商人は簿記に依つて與へられた數字を脱却しそれから解放せらるゝことはない、何となれば彼等は甚しく簿記の型式上の拘束を蒙り之を釋放さるゝを得ないからである、と云ふことが出来る。或はまた、商人は甚しく怠慢であつて、その爲に個々の財産客體に就いて考察せらるべき價值要素を詳密に評價しないのであるとさへ、主張せらるゝのである。

併しながら商慣習の根柢を直ちに放棄してしまふことは、恐らく困難なことであつて、その重大なる意義を有するは敢て解説を俟つまでもない所である。故に獨逸及び奧地利に於ける會計文獻上の巨匠と稱すべき著述家、ジモンとライシュ及びリクライビヒとは、斯くの如き態度を取るものではない。

ジモンは當時に至るまで商法第四十條（舊商法第三十一條）に就いて法律學の文獻上に於いて最も有力に行はれてゐた客觀價值説に反對して、個人價值説を之に對立せしめた。それに從へば營業財産に依つて構成せらるゝ全財産は、同時に營業所有者の人格と結合せるものであつて、個々の財産

物件に對しては夫々特殊の價值が附與せらる可きである。而してその價值たるや、繼續的に使用せらる可き物件に關するものであるか、若くは讓渡すべき物件に關するものであるかに依つて、夫々個人的使用價值若くは個人的讓渡價值と稱へらる可きものである。

之と全く同様にライシュ及びクライビヒは價值の本質に關する一般的解説から出發して、一般經濟學を包含する科學としての國民經濟學の命題の中に、貸借対照表價值の根柢を認めてゐる。『何となれば、直接に經濟生活に對して貢獻する所ある簿記は、國民經濟學が此の同一の經濟生活の觀察に依つて演繹し來り、且つ法律（舊商法第三十一條を意味す）が經濟關係を規律する上に正しいと認めてゐる所の評價原則と、異つた評價原則に從ふ能はざることは最初から明瞭な筈だからである。』と云ふ。即ちこれ等の著者は國民經濟學の一般命題を商慣習に從つて唯個別的に修正しようとするのみであつて、その原則は依然としてそのまゝ繼承して行かうと思つたのである。

貸借対照表價值を一般に妥當する價值問題の派生と見做し得ないことは、二個の簡單な實例に依つて、直ちに明かになる。Aなる製造家がBなる製造家と全く同一の商品を製造し、唯異つた地方に在住するの故を以つてAの支拂ふ賃銀がBよりも約十パーセントだけ高くつくものと假定する。その結果は、Aは貸借対照表の作成に當つて質に於いてBの生産物と全然同様な自己の商品を、賃銀の差額だけBよりも高いものと認める事になるのである。更に又Aが同じ機械工業の競争者Bと全然同一の機械を購入するものとする、唯Bは之を二ヶ月遅れて購入し、特殊の事情（例へば機械工業が甚しい金融逼迫に陥れるが如き）のためにAが一萬馬克を支拂つた機械に八千馬克を支拂つ

たに止まどする。然らば十二月三十一日に作製せられるこの二個の工業の貸借対照表に於いては、Aの機械は一萬馬克として、Bのそれは八千馬克として記載せられてゐるのを見るであらう。

それ自體は全然等價の商品乃至は機械が斯くの如く二つの場合に貸借対照表の上で全然異つて表示される方法と、並びにその際簿記の數字に對して極めて密接な關係が結ばれてゐる事實とは、たとひ客觀價值說にせよ主觀價值說にせよ、價值に關する一般的理論を以つて貸借対照表の根本原則たらしめようとするを絶對に許さないものと見ることが出来る。

一般的性質を有する價值原理を直ちに商人の貸借対照表價值に適用し得ると主張する場合にジモンもライシュクライビヒも共に陥つてゐる誤謬は容易に指摘することが出来る、即ち一方に於いて之等の著者は貸借対照表價值の眞正なるべきことを信じ切つてしまつたと共に、又一方財の價值に關する一般的經濟的研究に基く學說の眞實なることをも同様に確信して疑はなかつたのである。その結果彼等の主張に従へば、否兎も角もライシュクライビヒに依つて直接に言明せられてゐる結論に従へば、これ等兩者が共に正しのであるから、評價原則たるものも亦その何れに於いても等しくなければならぬといふのである。併しながら斯くの如きは匿證伴争なるが故に明かに皮相の結論である。何となれば屢々論争の對象となる貸借対照表價值の正しさは、些かも財の價值に關する一般的考察の場合に到達する結果の正しさと共通のものたる必要はない、と云はるゝ通りだからである。

著者は、固有の價值としての貸借対照表價值の成立に關しては如何なる解説をも與へ得るものではないといふことを斷はつて置かねばならぬ。寧ろ著者は貸借対照表價值の成立を簿記から演繹し、

唯これのみから闡明しやうと欲するものである。かく明言すれば著者の意圖に對しては既に批判が加へられるであらう、何となれば批評的な讀者は商人の營業財産の價值に關する研究に際して、貸借対照表價值を簿記の産物と見做し、斯かるものとして考究せんと欲する方法を先天的に否定してゐる。その故はかゝる方法に依つては唯貸借対照表の形式に記載せらるゝ簿記數字の正しいことが證明せらるゝのみに止まり、財産客體の價值の特徴に對しては些かも之を證明するものでないこと考へてゐるからである。併しながら恐らく著者は以下の敘述に依つて特殊の意義を、而して讀者は今現に有するとは異つた評價問題の効力に關する見解を、保持するに至るであらう。

## 第二章 収入支出を以つてする損益計算

商事經營より生ずる商人の利潤を確めようといふ貸借対照表の目的は周知のことに屬する。此の任務が貸借対照表によつて如何にして果されるかを理解せんがためには、簿記及び貸借対照表技術に習熟する必要がある。併しながら我々には縁の遠い商業簿記の領域に立ち入るに先立つて、何人でも特殊の豫備知識を持たずに熟達し理解することの出来る様な損益計算をもう少し詳細に考察することが望ましい。これ即ち収入及び支出の對立に依る損益計算である。

法規に従へば殆どあらゆる所得税法は所得源泉として資本、土地、利益を生ずる業務並びに工業を擧げ、各源泉の収益に相當するものは、これより發生する収入の中収入總額から源泉に對して投ぜられた支出を差引いた場合に殘存する部分であるとしてゐる。斯かる方法は自ら行はれる自然的なものであつて、その爲めに、恰も収入と支出とに基く収益の算定こそ収益計算に外ならざるか

の如き印象が喚起せられるのである。

併しながらかゝる方法が収益計算ではなく、且つ収益計算たり得ざるものであるといふことは、専ら普魯西所得税法に關する文獻及び裁判を一瞥してみれば明かである。即ちこれ等に依ると、収入と支出とに基く所得算定は一定の場合に於いて全然測定困難に陥るといふことが認められてゐる。その代表的な場合といふのは、小商人の營業所得の算定に於ける場合である。

即ち収入支出に依る収益計算は當該計算期間(會計年度)に於いて購入され且つ代價の支拂はれた商品が、同期間内に更に再販賣され且つその代價が支拂はれた限りに於いては正しい。従つてそれは次の條項には一致せないし、又一致することの出来ないものである。

一、假令同一計算期間内に商品が購入せられ代價が支拂はれても、その會計年度の終りにそれが未だ再販賣されてゐない場合。何となればこの場合には等價財産即ちかゝる商品の獲得の爲めに行はれた支出は存在するけれども、それが収入の中に表はれないからである。

二、同一計算期間内に購入され代價の支拂はれた商品が、營業主によつて掛で再販賣されたが、決算の時期に至るまで得意先が之を辨濟しない場合。何となれば此の場合には収益の減少を意味する支出に對して、營業主が商品債權の型態で獲得せる財産増加が對立してゐないからである。

三、現計算期間の始に、營業主に依つて既に前期中に購入され代價の支拂はれた商品が存在せる場合。何となればこの場合には現年度に於ける再販賣に依つて収入が生ずるが、それに相當する購入に對する支出が行はれないからである。

四、同一計算期間内に商品が掛で購入され現金で再販賣されたが、營業主が計算締切の時にその商品債務を返済しない場合。何となればこの場合にも亦収益の増加を意味する収入に對して營業主の負擔するところの、かの財産の減少を意味する商品債務が、對立してゐないからである。

五、貨幣信用を與へたか若くは受けたかした場合。營業主が貨幣を貸出せば、それはそのこと自身としては支出を意味する。若しも或る年度に貸付金として出て行つた貨幣が、債務者に依つて次の會計年度に返済せられるとすれば、前の年度の支出と後の年度の収入とは、實際上の収益に就いて全然誤つた印象を喚起する。

即ち商品信用の授受の場合には、始めは違つてゐる會計年度末の収益算定を、金額の修正によつて正しいものに引き直すことにする。その方法は左の如くである。

第一と第二との場合には、共に収入に對して、第一に於いては商品購入額、第二に於いては商品販賣額を加へる。その代りに、同じ結果に到達することであるが、之を支出から差引いてもいゝ。第三及び第四の場合にはこれと反對に、當該商品額が収入から差引かれる。若くは之を支出に加算することもある。かゝる手續も同じ作用を有するからに外ならない。

かくの如き次第であるから收支法が採用せねばならぬあらゆる訂正、換言すれば、收支組織に對して異種の要素が導入介入する證左となる所の金額の繼續的修正といふものに對しては、遂にその理由を見出し難いと云はねばならぬ。併しながら、そうなればなる程益々總ての専門家には、明瞭に、その結果が事實と一致するか否か乃至は上述の誤謬に於けるが如く如何にして亂されたる平

衡を恢復すべきかといふ事に就いて辯明を行ふ必要などのない計算方法の輪廓が明かになつてくる。即ちそれは、それ自身正しい數字上の結果を提供するが故に、間斷なく接觸し、探求し、考慮するの必要な方法であり、それ自身平衡を保つ方法であり、従つて平衡法と指稱することを得る方法であり、換言するならば商事貸借対照表そのものに外ならない。

### 第三章 貸借対照表は商人に對する損益計算に外ならぬ

かゝる次第で、小商人の場合にすら収入と支出とを以つてする収益算定はその遂行上極めて著しい困難に遭遇するのであるから、小商人以外の商人に於いてこの種の収益算定が不合理であり不可能であり、全然崩壊するに至るべきことは明かである。現代の所得税法、最も早くはかの一八七四年のサクセンのそれが、小商人以外の商人に對しては貸借対照表的計算を唯一の可能的なるものと認められた理由は實に茲に存する。

併しながら小商人以外の商人が所得税上の目的の爲めに貸借対照表を作成せずに済ますことが出来ないといふれば、その他の場合にもこれを作成しないでは済まされない譯である。何となれば、商人がその個人的目的のために、換言すればその營業の財政的管理のために、營業上の結果を確めることを是非とも必要とするといふ事情の存する以上、毎年一回その損益を算定する古來の商慣習を回想して見れば既に十分である。

商人の損益計算並びにその根柢たる商業簿記が猶ほ知られてゐない場合にも、商人は、一方正確な損益算定の必要缺く可からざることと、他方これを正しく遂行し得る方法は唯一個しかないとい

ふことに依つて、必ずや直ちに所謂商業簿記及び貸借対照表を工夫發見するに違ひない、と主張しても決して誇張にはなるまい。また斯くの如き試みに際して、克服することの出来ない障害に逢著することなどは決してない。それどころか收支法に存する誤謬缺陷に依つてその方向は極めて明瞭となるであらう。

従つて先づ第一に收支法が商人に對して適用の出来ないことを考査する必要がある。マアツの擧げてゐる實例は次の如き事實を明示してゐる。即ち、現金収入及び現金支出のみを記録し、商品を買掛で購入した場合及び之に對して支拂を行つた場合、並びに得意先に對して掛で譲渡したものと及び之に對して得意先から支拂を受けたもの、を規則正しく記録しない商人は、期末計算に於いて、購入し若くは譲渡した商品に對する當時の未拂額を明かにすることが出来ない。而も斯くの如きは、經濟的計算が規則正しく行はれなければならぬとする以上恕し難いことである。

故に收支法の短所は就中積極若くは消極の信用額がこの方法では記録せられないといふ點に存するのである。これは既に商品信用額に就いても當はまることであるが、現金信用額に對しても猶ほ一層よく當嵌まる。

之に依つて更に一層の誤謬に觸れることが出来る。即ち商人が家賃又は俸給を支拂つた場合には收支法に依つて支出として記帳せられる金額は經濟的には實際に發生した營業財産の減少に相當する。併しながら商品が購入され現金が支拂はれた場合に、唯支出せる賣買價格の記録のみが行はれて、獲得せる對價の記録の行はれないのは、明かに不合理である。商品が現金販賣に依つて出てゆ

く場合に生ずる現象も亦同様に間違つてゐる。即ち營業主は唯領收した賣買價格を収入として記録するのみであつて、彼の方で給付するもので而もそれだけ明かに彼の營業財産の減少となるものは記録しない。

斯くて吾人は収入及び支出の數字上の結果は、かゝる計算制度が既に經濟的出來事の發生せる場合にこれを數字的に等しく記録する要素を含んで居らず、又含むことが出來ない爲めに、經濟的収益と合致しないのであるといふことが分る。従つて割切なる損益算定の目的に對しては、收支計算法の代りに、かゝる出來事をその發生に際して記録に表はし、爾來之を記録に留めて置いて計算の終局に至つても猶ほ再び参照することの出來る様な計算法を用ひなければならぬ。

かゝる要求は商人の營業財産が斷えず流動状態に在るに從つて換言すればその各部分が絶えず相互に移動し合ひ常にその型態を變化するに從つて、愈、痛切に感じられてくる。このことは普魯西高等行政裁判所の判決の内に次の如き言葉を以つて非常によく記述されてゐる。即ち曰く、『工業經營に於いては、之に投せられた資本が外部に顯はれる型態は絶えず變化し、その變化は設備資本に於けるよりも流動資本に於いて一層速かである。昨日は經營手段及び貯藏品に投せられてゐたものが、今日はその一部分が生産物より成り、そして明日には現金若くは債權に依つて形成される。従つて昨日—經營手段と生産物とが多額に現存した場合に—は流動負債は現金並びに債權の在高よりも多く、よつて信用を必要としたが、併しながら明日—經營手段及び生産物の減少せる場合—に至れば現金在高が多くなり信用保證に依つて利用することの出來る様になる。唯總體の投下せられた

資本の價值が殘留するのみである。それは常に維持せらるゝのみに止まらず、實に經營に依つて増殖せられるのである。』

かくの如く自己財産と他人財産との間に間斷なく行はれる循環を數字的に決定すること、商品にせよ現金にせよ他人から營業主に交付された資産が如何程に及び、且つこれが何處に固定してゐるかを常に明確ならしめて置くこと、又常に營業財産がどの程度まで他人資産を蒐集したものであるかといふことのみならず就中正常の營業過程の場合に間斷なく増加してゆく自己資産は幾許に達するか、そして前營業年度に於けるかゝる増加は幾許に達したか、換言すればその利潤は幾許にあるか—これ等すべてを何等かの方法に依つて正しく表示することも亦、收支法の全然企及し得ざる所である。従つてかくの如き任務のために商業簿記制度は、これを出來るだけ完全に解決する様な組織をとり、之を完成せしめた譯である。

損益算定の目的に對しては、少く共餘り大規模でなく複雑でない經營に於いては所謂單式簿記及び之に基く貸借対照表を以つて、既に十分である。而もこれは複式簿記及び之に基く貸借対照表を以つてすれば一層優れた、他に及ぶものゝない方法で行はれるのである。

即ち商取引は精確なる損益算定を絶對的に必要とし、かゝる取引上の要求はひとり全く定まつた方式に依つて設計せられ建設せられた組織を以つてのみ滿されるものであり、しかも此の取引上の要求は此の點に於いてかゝる組織の様式を明かに指示してゐるのである。而して取引上の要求に適合する損益計算法はその根本原則に於いて斯くの如きものであり、これと異つたものたるを得ない。

といふ確信を喚起することが此の論證の目的である。何となればかゝる目的が達成せられれば、たとひ自ら個別的に知悉しないまでも讀者は必ずやかくの如き根本原則に基いて行はれる損益計算制度がかくの如きものでありそれ以外のものであり得ないといふ確信を得べきが故である。従つて讀者はまた簿記及び貸借対照表技術に關する知識を具へずして商業實務に於ける貸借対照表の金額を、在來とは違つた態度で判断するを得べきである。即ちそれは、これまで殆ど、乃至は全く、如何なる意味とも分らなかつた計算法による數字としか思はれなかつたに反して、今や恐らく唯一の合理的な數字、従つて商人の損益計算の數字を意味するに至るであらう。その數字たるや、従つて組織全體を傷けることなしに任意に上下することを許されないものであり、それ自體の判断に従つて變化するも斯くの如きはとりも直さず數世紀を通じて實證せられた商人の損益算定の制度を覆すに他ならないものである。約言すれば、獨立的評價法、従つて簿記數字を無視せる評價法は唯一の合理的なる損益算定法の崩壊を惹起せしめるのである。

商業簿記は、茲に云ふ様な計算とは異なる所の收支法に對して、現在高計算若くは財産及び構成部分計算と呼ぶことが出来る。それは今や疑もなく貸借対照表である。併しながらそれにしても斯かる言ひ表し方は猶幾分の斟酌を以つて、換言すれば商人が之を解釋しそれ以外に解釋しようのない様に、即ち其の現在高記録と貸借対照表の基礎として提供する簿記に基き、その範圍内に於ける財産記録として解釋すべきであるが、併し同時にそれは、個々の財産構成部分が各、獨立した存在、即ち簿記から解放せられた存在をなし、之に對して價值論の標準が適用せらるゝが如き財産記録と相距ること遠いものではないのである。

商人が現在高を、換言すればその營業財産の構成部分を特殊な商事上の財産記録に作成する場合には現在高に就いて簿記の數字に依頼し、且つこれに依頼しなければならぬ。併しながらこの非常に重要な事情は、實際に通じない人士に對して、ジモンの價值論に依つて完全に、且つライシュ・フライビッヒのそれに依つて絶對的に、その意義を剝奪されてしまつた。ライシュ・フライビッヒは、彼の價值論を、原則上原價を以つて貸借対照表價值の上限を劃さうとする限りに於いて修正してゐる。併しながらそれは、こと更價值論を前提し、一般的價值論を以つて貸借対照表上に原價を顯はすことを陳辯してゐるとは云はないが辯護してゐる點に於いて、觀察點を混亂せしめ局外者をして惑はしめるものである。何となればかゝる人士は、何故に簿記の數字が貸借対照表の中にまで然く嚴然として存續し、且つ何故に貸借対照表價值が簿記數字、換言すれば原價數字の法則に依つて支配せられるかを、了解することが出来ないからである。

然しながら素人が先づ第一に、貸借対照表に於いては損益算定が問題であり、損益算定は商人に取つて缺く可からざるものであり、そして他の如何なる方法も貸借對照表的のものとは認め難い、といふことに注意を喚起されるならば、實際に通じない者と雖も簿記に依つて與へられた原價數字を以つて唯一の正しい損益算定の數字と認めざるを得ざるに至り、且つ簿記數字の貸借對照表數字への繼承を法律が拒否することもなくなるであらう。

貸借對照表の基礎が計算的であるといふ確信が十分讀者に了解せられた上で始めて著者は、貸借

對照表價値の決定に際して必ず關係を有する所の經濟的要素に就いて一層精細に考察をしようと思ふ。

#### 第四章 財産目録の貸借対照表に對する關係

貸借對照表價値の決定は獨立評價に基いて行はれねばならぬとする局外者流の典型的誤謬の根元は、疑もなく財産目録の目的の誤解に求むべきである。何となれば實際上に於いては、財産目録に關して經濟的考察が如何にして遂行せらるゝかを知り、或部分ではそれが極めて廣い範圍に適用されてゐるといふことを認め、而して此の評價上相當困難な考察を誤謬であると解釋してゐる者は、通常經濟的考察は原價を基礎とするものではないといふ推測に傾いてゐるからである。

所が事實上では財産目録の目的は唯計算締切の際に於ける原價の大いさを吟味し統制せんとするに止まつてゐる。斯くの如き行爲は、商人が年々損益計算を行ふ慣習が生れて以來漸次に集積され繼承されて來た經濟上の知識並びに經驗に依つて深められ完成されるに至つた。換言すれば純財産及び純利潤の概念を一層適切に理解する様になつたのである。そしてこれに依つて損益計算に著しい改良が行はれることになつた。斯るが故に財産目録の進化發達した任務に先立つて、先づその本來の第一義的任務を考察の對象としなければならぬ。財産目録は當初から計算期間の経過中に於いて、計算に關係なしに發生し、その爲に記録に示されてゐない事情のために喪失した減少額を、當該期間の終りに至つて發見せんとする任務、換言すれば實際に一致しなくなつた經費計算を再び一致せしめんとする任務を、充すべきものであつたと同時に、猶ほ今日でも之を充さざる可からざるものである。

假令帳簿が營業年度を通じて全く秩序的に記入せられた場合に於いても、猶ほ且つ年度末に至つてそれが實際状態に一致するとは限らないし、又事實屢々一致しないことがある。簡單に言へば、簿記に依つて記録されない減少が現在高に發生してゐるかも知れないのである。即ち財産目録は斯くの如き、未だ帳簿上に現はされてゐない減少額を、簿記のために確めなければならぬのである。

帳簿が秩序を保つ可きものであるとすれば、定期的に繰り返される現在高の檢閲が行はれなければならぬ。故にかゝる檢閲は簿記計算を確實ならしめる爲に缺く可からざるものである。従つて後に至つて法律上の規定として制定せられた商慣習は、一定期間毎に現在高を確め、之に従つて記帳の正確を檢證することになつてゐる。財産目録が、同様に定期的に行はれる損益算定と併置され、而も財産目録が貸借對照表に先立つて作成されるのは、寔に適切なことである。何となれば財産目録と貸借對照表との間に時間的間隔の存する場合には、統制せられざる、従つて恐くは誤れる帳簿數字が損益計算上に採用せられるからである。

従つて財産目録に於いて簿記上の數字に對する修正の行はるゝことは言ふまでもないが、併しなからそれも唯、既に營業財産に發生せる減少を帳簿に記入することが未だ漏れてゐるか、或はそのために經營計數が誤つて表示されてゐるかといふ場合に限るのである。故に簿記の爲に行はれる財産目録の統制作用に就いて獨立評價の作用を認めようとするのは甚しい謬見である。貸借對照表の

數字は永久にその當初以來のもの、即ち商世上の損益表示の數字たるに止まるのみである。

### 第五章 讓渡すべき物件の場合に於ける原價超過額に存する原則違反

財産目録及び貸借対照表に於いて現在高の原價價格を超過してはならぬといふ慣習が絶對的に必要なことは、以上の論證に依つて十分な理由が與へられ、同時に商人の採るべき手續に關する正しい且つ必然的な觀念も亦完全に説明された筈である。

併しながら讓渡すべき物件の場合に關して、客觀價値の主張者は、ひとり原價價格のみが正しいといふことを別の方面から、而も一見甚だ有効に、次の様な論據を以つて攻撃してゐる。即ち曰く、たとひ往々、就中使用物件並びに半製品及び完成品等に於いて、原價價格を嚴密に遵守することが認められるとしても、財産目録調整の時に於ける原料品在高に就いては斯かることは認められず、又純粹販賣營業に於ける商品に於いても之を認めることが出来ない。かゝる場合には原價の限界を越えないといふ商人の不易の慣習は固守せられない。何となれば景氣上向の場合に在つては、原料品及び商品は、よし著しくはないまでも原價價格の騰貴を來さざるを得ないからである、と。

この種の場合が非常に再々起るといふことは、これ以上の説明に俟つまでもあるまい。けれども斯くの如きは一層精細に研究して見れば、唯一の割切なる原價價格を否定する議論ではなくして寧ろ之を肯定するものとなすことが出来る。

此の研究に當つて著者は、個人的な經驗を敘述することから出發しよう。何となればその方が如何なる抽象的論證よりも一層よく、此の點に關する實業界の意嚮を明かにすることが出来るからで

ある。著者は、著者と懇意の工場主G及びZと面接した際に、彼等がその原料品を如何なる金額を以つて財産目録に記入するかといふ質問を行つた。Zの回答に依れば、關稅及び運送諸經費を含めた送り狀價格を決して超過しないといふ。之に反してGは曰ふ、財産目録調製の時當つて景氣が上進に向ひつゝある限り、かゝる諸經費に對する多少の増加を以つてするが、併しそれも決して時價(原料品に就いては市價が問題である)に到達しない程度にする、と。然らば何故に原價よりも高い金額を附するに至るかとのGに對する第二の質問に對しては、經過せる年度が經費を負擔すべきかりしが爲である、との答辯である。この簡単な言葉の意味を一般に理解し易い様に言ひ直せば次の様になる。即ち、購入して以來商品價格が騰貴し、而もそれが直ちに下落すると思はれない様な場合には、嚴密な法則の認めてゐる所よりも原價の範圍を一層廣く解釋すべきである。さうすれば、財産目録調製の際に存在する商品現在高に比例して營業經營に課せられる經費の或る分量を、原價として、換言すれば實費として處理し、斯かる見解に基いて之を借記するに至るべきは當然である。併しながら猶ほこれだけには止まらぬ。即ちGは更に、Zの經營に於いては自分もZが取つたと全然同様の處置を取り、決して狹義に於ける原價を超過することはないであらうと言明し、一方ZはZで自分は常に自分の經營内に於いては嚴格なる限界を固持してゐるが、Gの經營に於いてはかゝる限界の超過は當然許さるべきことであると考へてゐる。此の相違は何處から生れるのであらうかといふに、それは單に、Zはいつでも加工することの出来る様に多額の原料品を貯藏して置かねばならぬ工場の所有主であつたが、Gは之に反してその原料品を直ちに製造加工するを得たるが故の

みである。その結果、Zの經營に於いてはさういふことはないが、ひとりGの經營のみに於いては、經過年度の一般經營の一部分は貯藏品勘定の中に併せて算入せられる。即ちGに依つては、原價の原則は犯されてゐるけれども、それでも猶ほ原價計算を實際上に適用することに矛盾は生じないのである。之に反して若しもZがその多額の現在高を、原價價格に依つて、當に購入年度より次年度に繰越すのみに止まらず、更にそれ以後の計算年度に於いて他の年度に繰越さうと欲するならば、原價計算は根柢から覆されることになるであらう。

従つて斯くの如き事實は次のことを教へるものである。乃ち第一に、商人の見解に従へば騰貴せる商品價格は、何等かの直接的な、獨立の評価には基かないで、唯間接に換言すれば原則に背いて變動した原價價值の見地に基いて、商品を購入價格よりも高いものとして貸借対照表に編入することを是認する。第二、原價の概念は實際上に於いては今も猶ほ甚だ重視されてゐるので、原價計算としての貸借対照表の性質は依然として固く支持されてゐる。最後に第三、實際上からは原價計算の原則に對する甚しい違反とも思はれない斯くの如き貸借対照表作成法は、夫れにも拘らず正しく此の原則に對する違反であり、且つ今後も依然として違反であるであらう。——即ち以上に依つて證明せらるべきことが證明せられたのであつて、本來ならば本章はこれで結末を告げるべき筈である。併しながら著者は、諸年度の全般に亘つて獲得した讓渡すべき物件が各年度の貸借対照表に、獲得價格を全然無視して當時の讓渡價格を以つて編入されるならば、如何に思ひも寄らない結果に到達するかといふ問題を、貸借対照表の材料に通じない讀者に實例を以つて説明せずして過すことは出来ない。

石及び石灰坑、泥炭及び砂礫坑、壁土及び陶土坑、就中鑛山等は、年度の經過と共に或は石炭、陶土及び一部の石の様に加工せられずに再販賣されるか、若くは又加工された上再販賣せらるべき在高のあつた貯藏であると解釋できる。扱、掘鑿、採取、搬出、即ち簡單にいへば採掘經營が始まつた時には、かゝる土地構成部分の分量は見る見る減少する。その結果之が爲に設けられたその獲得に對する費用が記入されてゐる勘定は、絶えず銷却されねばならぬ。これはその年度中に採掘された埋藏高の、經營の最初に存在せる埋藏高に對する割合に従つて行はれる。

勿論鑛山埋藏物に對する實際上の減價銷却は一個の例外をなすものである。正しい方法に依れば、工場經營に於いて原料品貯藏高の中から生産過程に移される貯藏高が、その購入費によつて原料品勘定から製造勘定に移されるのと同様に、鑛山經營に於ても亦、一ヶ月中に採掘せられた埋藏物は月末に至つてその獲得費を以つて鑛山埋藏物勘定から他の借方勘定、例へば鑛石勘定、石炭勘定等に移されなければならない。ところが實際上に於いては、年度末に至つて當該年度の採掘に相當する額の獲得費が、鑛山埋藏物勘定から差引かれ、損益勘定に就いて銷却されてゐる。かくの如きは既述の如く帳簿上に於ける例外ではあるが、併しながら結局に於いては他の方法と同様の結果に到達するものである。

併しながらまた減價銷却がたとひ如何にして行はれようとも、鑛山埋藏物の減少することは明白な事實であるから鑛山埋藏物勘定が銷却されなければならぬことは、如何なる場合にも疑を容れぬ

ところである。然らば高等行政裁判所は鑛山埋藏物に對し、且つ又商法第二條に依つて商人と認められ従つてまた所得税法の上からも貸借対照表能力のあるものと見做されてゐる工場に對して、如何なる處理法を規定してゐるであらうか。それは獲得の目的のために投じた費用に對しては何等の考慮をも拂はずに、當時尙ほ鑛山に存在する石炭及び鑛石の價值を、石炭及び鑛石の當時の讓渡格に從つて決定し、唯その中から將來に行はれる採掘に關してその割引價值だけが減ずることゝしてゐる。而もかゝる根據は云ふまでもなく鑛山埋藏物の當時の讓渡價格に依つて成立せるものに外ならぬのである。

その結果として、ジモンが擧げて居る様に、或る鑛山が第一年度に三千萬マルク、第二年度には四千萬、第三年度には二千萬、而して第四年度には二千五百萬マルクに評價せられ、従つて各年度毎に埋藏物は漸次減少するにも係らず、鑛山の價值が第二年度には第一年度より三三%だけ高く、又第四年度には第三年度より二五%だけ高く認定される様な場合が生じてくる。これは少くとも合理的な損益算定を以つて秩序ある貸借対照表の標準とするならば、歴然たる誤謬に外ならない。従つてかゝる方法は、貸借対照表の本質を理解してゐる者に依つて絶対に否定されてゐる。高等行政裁判所に對して發せられた總ての意見は、それが合理的な損益算定と一致しないといふ點を非難してゐる。寔にこの點こそ重視すべきものである。何となれば、それは獨立の評價法の意味に於いては甚だ適切なるが如くなるも、同時に合理的損益算定の意味に於ては根本的誤謬たるに外ならざるが故である。

それでは更に高等行政裁判所の評價法は、普魯西所得税法第十三條に從つて商法第二條と結合して適用せらるゝ商法第四十條と一致しないものであるかといふことを、訊してみなければならぬ。之が回答は單に、高等行政裁判所は商法第四十條に依つて完全に保證されてゐる、といふことに歸着するのみである。何人と雖、上掲第四十條に基いて高等行政裁判所を反駁し、第四十條は時價に對する獨立の評價を規定するものであるといふことを否定することは出来ない。何となれば、法律上に於ける貸借対照表作成に關する規定の草案者は、簿記上の數字を以つて貸借対照表價值の決定に對する決定的要素と認むべきことには、全然考へ及ばなかつたからである。

若しも讀者にしてこの點に關して疑問を挟み、且つ立法者が合理的損益計算を破壊する様な評價方法を規定する様なことはある筈がないから、斯かる推論は不可能であると駁論せらるゝならば、讀者に對しては唯、確かにそれはあり得ることであり、而も甚だ容易にあり得ることである、と答ふるより外はない。何となれば立法者は、貸借対照表の本質並びに彼等の制定せる評價法の意義に就いて、恕すべきことではあるが一の誤謬に陥つてゐる。唯斯くの如き誤謬並びにその結果として生ずる法律上に於ける貸借対照表價值と實際上に於けるそれとの背反は、一般に注目されてゐない。斯くの如きは唯一個の立場から、換言すれば法律家は、たとひその結論が實際と全然一致しないものであらうが、商法第四十條から論理的に結論を演繹し來ることを躊躇しないといふ點に依つて、明かにせられる。

## 第六章 使用すべき物件の場合に於ける原價超過額に存する原則違反

先づ著名な帝國高等商事裁判所の判決を根據として論を進める。その判決に曰く。

『……貸借対照表に對して標準的なものとして採用せられる現時の價值は、單なる任意的主觀的推測乃至豫想に歸著する見積價值にはあらずして、通常一般的交換價值と解釋すべきである。その結果市價若くは市場價格(相場)を有する財産構成部分(積極並びに消極)は、法規に従へばこれより發生する價值に従つて貸借対照表に記載せられるが、一方その他の財産構成部分に對しては、その現在の客觀價值が別の方法に基いて測定せられる。

商法は、……第三十一條に於ける規定を行ふに當つて、かくの如き一般的な法律上の原則と相違した規定をしてはゐない。』

『斯くの如き、云ふまでもなく甚だ不完全な制度(第三十一條)からは、恐らく貸借対照表は出来るだけ客觀的眞實性に接近すべきであるといふ原則が引き出されるのみに過ぎない。……これに依れば貸借対照表は寔に積極及び消極の總體の假想上の一般的實現なる觀念に基くものであつて、その際には無論、實際に清算を目的とするのではなく、事業の繼續を豫定して居るのであり、従つて個々の價值の評價決定に當つて清算の之に及ぼす影況を考慮する必要がないといふ見地から出發しなければならぬ。』

商法の註解者並びに簿記に關する著述家に依つて引用せられる此の判決に従つて、商人の財産に屬する設備目的物、換言すれば狹義及び廣義に於ける使用物件即ち先づ建築物、機械、軌獸等を、而して更に特許權、出版權及び意匠登録權等を、評價すべきものとするれば、大なる疑問を懷かざる

を得まい。時價を有する物件が、その他の總ての、従つて使用に充てられる物件と對立せしめられてゐる最初の主張に従へば、これらに對しても亦差別なしに、常に標準となる一般的讓渡價值を附與すべきであるとの推測は、云ふまでもなく一理あるものである。然るに其後始めて實際上に對して考慮を拂ひ、實際上に於いては設備財産の對象物に就いては、常に原價價格を超過することがないばかりでなく、繼えずこれから増減銷却が行はれるといふ事實に注意するに至つた。ジモンの著書は明かにかゝる認識に對して大なる貢獻をしたものである。即ちジモンは、讓渡に充てらるべき物件と使用に充てらるべき物件との區別を理論上に採り入れ、就中使用に供せらるゝ物件に關する詳細にして卓越せる解説を與へてゐる。その結果、實際上に於いては在來の一般的方法を以つてしては設備目的物の讓渡價值を維持することが不可能であるといふことが明瞭になつた。

これ以來意見の分裂が行はれるに至つた。その一は、法律に依つて無差別に規定されてゐる、従つてその見解に従へば直ちに設備物件に適用することの出来る讓渡價格を支持するものである。これは明かにその要求する實際上の設備物件の處理は如何なる事情の下に於いても法律によつて制定せられた評價原則に追隨するにあらず立場に立つてゐる。

他は、就中法律註解者は、明かに實際上の原價價值と妥協しようとする欲し、これと第三十一條に於ける讓渡價值との間を次の様な方法で調停しようとする試みた。即ち彼等は、以後營業讓渡を問題とする帝國高等商事裁判所の判決に重きを置いて、個々の財産目的物を讓渡するのではなしに、營業を全體として讓渡せんとする場合に生ずる價值を意味するものである、と主張するのである。

若し單に假想した營業讓渡の理論が正しいものであるとすれば、それは必ず實際の營業讓渡の場合に價值決定要素として觀察せらるゝもの及びこの要素が數字的に表現せられるものに當嵌まるべきである。依つて吾人は實際の營業讓渡の過程に關して一層細密な考察を行はう。

一商人が彼の營業財産を讓渡しようと思へば買手として現はれる者は通常彼に對して從來の收益に關する帳簿上の記録の提出を求め、然る後に、現在の營業の所有者は帳簿價值即ち原價價值以上にこれだけを要求するが、自分がこの營業に投じようとする資金の適當なる利殖を圖らんが爲には、如何なる程度まで之に應ずることが出來ようか、といふことを考量してみる。然る後に購買希望者は彼の提供額を定める。従つて彼が帳簿價值を超過して支拂はうとする額は、當該營業財産の總體を以つて一定の収益を納めんがための機會である。そして斯かる機會の蓋然性の大小に關しては、彼は、從來の所有者が過去の諸年度に於いて收めた利益の額に基礎を置いてゐる。即ちこれぞ収益資本化の特色をなす立場に外ならない。何となれば、從來の所有者が此の營業に依つて一定の収益を收めたものとすれば、斯かる機會は總て、若くは少くともその大部分、他の所有者の下に於いても存續すべしと推定されるからである。

斯くて營業讓渡の契約が成立するに至り、例へば購買者は十萬マルクの積極額に對して一解し易いために之に對して何等の債務も存せざるものとする一營業の從來の發展を考慮に置いて十三萬マルクを支拂つたとする。然らば彼は營業の繼承に際して現在高勘定を在來の額の儘にして置いて、三萬マルクは、或は全然開始財産目録乃至開始貸借対照表に記入しないか、或は營業獲得勘定又は

工場獲得勘定と稱せられる特殊の勘定に記載するかする。かゝる勘定は以後三乃至五會計年度の貸借対照表の作成に當つて銷却される。

之に反して營業が新設さるべき株式會社若くは有限責任會社に併合せらるゝが如き場合の營業讓渡に關しては、先づ第一に以前の所有者が株式の形式乃至は新會社の營業持分の形式に於いて受領すべき對價は、然らざる場合に受くるよりも著しい多額に達する。のみならず、營業價值の帳簿上の處理も亦通常の場合とは異つた結果を生じる。從來に於いては此の場合營業價值は全然開始財産目録及び開始貸借対照表と關係がないといふことは勿論除外せられてゐた。然るに今は之を借記する方法並びに之に對して標準となる動機が問題となるのである。

此の際に、營業價值が特殊の勘定に借記されるとすれば、それは創立者に取つては甚だ好ましくない譯である。何となればその場合如何なる購買者が現はれても、貸借対照表を一覽することに依つて、その創立に當つて利潤を齎すべき投資財産の數字が以前と比較して如何ほど高く粉飾せられてゐるか、即ち術語を以つて云ふならば之が如何程水割されてゐるか、といふことが明かになるからである。斯くてそれは購買希望者をして警戒的ならしめ、購買價格を低落せしむるに至る。

故に斯くの如き矛盾の中に在つて、創立の際における營業價值の處理に對する理想は、一方に於いてはこれが隠蔽されると共に、他方に於いては長期間に亘つてその維持せられる様な記帳方法を創案せしむるに至つた。即ち營業價值を單に設備勘定に記入する方法が之である。これに依つてかゝる二重の目的が完全に達成せられる。何となれば先づ第一に營業價值、即ち創立に當つて創立者

が原價以上に得たる利潤が抹殺せらるゝと同時に、創立に際して實際に企業に投入せられた財産の技巧的增加も亦抹殺されるからである。第二に斯くの如き方法に依つて減價銷却は非常に緩慢となり、基金に對する増加のある場合に於いても營業價值は固定されたまゝで置かれるのである。

實際上の營業讓渡價值に關する餘論は以上で打ち切つて、法律學上に於ける營業讓渡價值に立ち戻るとしよう。判決上に於いて最も頻繁に營業讓渡價值を取扱つた裁判所は普魯西高等行政裁判所である。而して高等行政裁判所の確定せる見解に従へば、營業讓渡價值は、營業上の所得の算定に對しても補充(財産)税に於ける營業財産の大きさに對しても、等しく標準となるものである。小商人以外の商人の所得の算定が貸借対照表に従つて行はるべきことは、普魯西所得税法第十三條に規定されてゐる。そして工業上の設備資本と經營資本との算定が商法上のものと何等異るところなきことは、以下に續いて詳細に記述せんとする國稅事件に關する普魯西王國高等行政裁判所判決に、特に明瞭に主張されてゐる。故に此の判決を布衍して再録しよう。

先づ最初流動資産、即ち現金、債權、商品貯藏高の價值數字が測定せられ、然る後更に特に工業に於ける設備價值、土地、建築物及び機械の價值數字が決定される。これ等の個別價值の總ての綜合に依つて、工業の客觀的賣却價值が全體として發見せらるべきであつて、個別的決定は、一部分は直接の且つ支拂上に使用することの出來る計算要素と觀られ、一部分は全體としての評價に對する基礎及び補助手段として、即ち間接の計算要素として、觀察される。従つて既述の如く、流動的乃至非流動的な個々の物件の總ては、先づ初めにそれだけで評價せられ、その上更に經濟上の取引

に對する生産物の製造上に於いて技術的統一を形成するの故を以つて、不動産、機械、什器を始めとして、これ等の物件は再び狹義に於ける工場設備としてそのみで評價せられる。而してかくして發見せられた工場設備の價值は、始めに決定された個別價值に加へられるか、若くはそれから差引かれるかせねばならない。何となれば、工業家は工場設備の個々の部分を全體に加へることによつて一層大なる利潤の獲得を計り、而も斯くの如く工場設備を利潤を生ずる様に測定することは、その結果として必ず取引上に表はれる個別的價值の總額を超過する所の價值を生むに至るからである。

この兎も角も非常に詳細なる判決は、更に個別價值の評量に對する徹底的なる示教を與へるものであるが、又一方に於いてそれは複合體としての工場設備の價值に關する此の上なく困難な評價に對する解説を殆ど全く不可能ならしめた。これは純然たる偶然の結果であらうか、それともまた高等行政裁判所が、此の方面に於ける評量に對する要素に追隨し、之を採用しようとした場合に、困惑に陥れるが故ではなからうか。何となれば、收益機會とは正に、營業讓渡の場合に個別價值を超過して支拂はれたものに外ならないし、且つ又かゝる評價の核心たる要素、即ちその大きさが數字を以つて現はさるゝが如きものは、この營業財産に依つて従前に獲得せる損益に外ならないからである。

明かに収益資本化の方法に外ならぬかゝる方法は、營業が斯かる所有主に對して代表する營業價值を意味するのではなく現所有主の人格と關係なしに代表される價值が意味せらるゝのであるとい

ふ様な論據に依つては、これに對する威嚇的な批難を防禦し能はざるものである。何となれば實際に營業を購入し、從來それに投せられてゐた原價額より高い金額を之に支拂つた者は、營業を現所有者の人格とは分離したものととして觀察する。彼には、營業が所有主の變化と共に收益機會を喪失するならば、原價を超過せる増加額を提供しようなどといふ考は全然起らないのである。

此の點に關してはも早些かの疑問も存せぬ。この方法は在來の方法と全然同様に收益を重複して算定する。即ち一度は正規の方法で算定し而る後更に規定の利潤が資本化せらるゝが如く算定するのである。貸借対照表を唯營業財産から有機的に生ずる増加を記録するに過ぎない損益計算並びにその故に原價計算と解する見地よりすれば、収益資本化の批難は、之に對して加へることを得る、考へ得らるゝ限りの最も峻嚴なるものである。此の方法の主旨違反は、特に此の方法に基いてゐる所得税及び財産税の算定に依つて明瞭に表はされてゐる。それに従ふと常に同一額が一回、二回乃至それ以上の回数に亘つて所得として課税せらるゝに止まらず、その上更に財産税に依つても亦所得として課税されてゐる。何となれば營業財産の大きさはこの方法に従へば在來獲得せる利益を考慮してその本來の大小以上のものと認められるからである。

營業讓渡價値説は、全體としての營業の價値の下に表示せらるゝものゝ決定が、正當に行はれない限りに於いて維持するを得るものである。その場合には猶ほ更に、収益資本化の重大なる缺陷と密接な關係を有し、而も之を援助してゐる所の缺陷が顯はれてくる。即ち高等行政裁判所及びこの方法の主張者に屬する者は何れも、設備物件は其の統一したものに依つて營業價値を代表するから、

知らず識らずの裡に營業價値の所在を設備の中に移して居るのである。併しながら斯くの如きは謬見である。獲得に對する資金はかゝる假想的統一に依れば、單に設備物件を構成するのみに止まらず、財産客體の總てを一つ残らず構成してゐるのである。

このことは純粹の購買營業の讓渡に際しては即座に、且つ何等の矛盾にも逢著することなしに、顯然と現はれる。何となれば營業讓渡法の主張者は、若しかゝる營業に對して原價の額よりも數萬多く支拂はれたとすれば、それは唯事務用什器、商品棚等營業價値を具體化した價値の低い設備物件が多數存在することを示すものであるといふ點を眞面目に主張しようとはしない。併しながら製造工業の讓渡に當つて、營業の價値を絶對的に商品の生産に役立つ設備のみに求めることは全然誤謬である。商品は、常に製造されなければならぬのみならず、常住不斷に、而も出來るだけ利潤を生ずる様に販賣されなければならない。故に製造工業に於いては周知の如く取引關係が全體としての營業財産の價値の測定に對する重要な要素を意味する。特定の個々の財産目的物は決して營業價値の在所とは觀られぬ。營業價値は寧ろ財産物件全體の假想的統一に基くものである。

營業價値を直ちに設備物件に記入する方法によつて、高等行政裁判所は恰かも創立の際に行はれると同様に、營業價値の秘密を素人の眼前から隠蔽してゐる。此の保護的な被覆を取り去れば、唯収益資本化のみが赤裸々な姿を眼前に横へてゐるのである。かくて高等行政裁判所が明かに正しい見解に従つて、既述の方法をありのまゝに指示することを敢てせざるに反し、帝國大審院は収益資本化の方法を公然その名稱を以つて擧げ、之を正式に是認してゐる。それには次の如く記されてゐる。

る。此の最後の考察によつて、控訴院は資本化の方法による年収益額の處分に關する一定の方法を、収益價値の確定及びかゝる價値、乃ち資料價値の評定に對して殆ど全く許し難いと認定し、寧ろ一般に工業の収益に就いて價値決定に對する意義を拒否しようとしたことが、明かとなる。これに依つて控訴院は實に價値測定に對する本質的要素を無視してしまつたのである。何となれば經營内に存在する設備の價値を評價するに當つては、繼續的關係若くは單なる一時的關係の影響を考慮に置いて、多年に亘る収益に適應して價値を計算するが如き場合に、最も眞實に接近するを得べきが故である。』

商人は常に資本化した収益を貸借対照表上に記載せるものであり、若くは必ずこれを記載すべきであるとなす見解を説破するには、所得説及び財産税の場合に明瞭なる全然維持す可からざる結果を再び指摘せねばならぬ。更に又判決の中に言明されてゐる見解が實際上に遵守せらるゝとすれば、商人は貸借対照表の作成に際して斷えず収益機會に注目を拂つて、資本化した収益を貸借対照表に記載せねばならぬといふことも指摘される。その必然の結果は秩序的な且つ合理的な貸借対照表の原則が悉く崩壊するに至ることである。例へば或る商人が確實且つ正當な原價計算に基いて從來十萬マルクの純財産を所有し、それが近年十パーセントの利益を擧げ、將來に於いても同様の利潤を得べき假定が許されるものとする。斯かる事情であるから、かの判決に依れば躊躇なく三十乃至四十萬と見積られる之に對する金額が、貸借対照表に記載せらるべきである。此の金額が如何なる積極勘定の下に處理せらるゝかといふ問題は、唯僅少な設備物件しか存在しない場合には、全然解決

することが出来ない。併ながら、複式簿記に於いて損益計算上避く可からざる項目たる『資本化したる利潤より生ずる利潤』は有力な効果を有し、之によつて、利潤が獲得されるといふ事實が數字的に重複して表はされ、正規の原價計算に基く利益が二倍、三倍乃至それ以上に倍せらるべしとする見解は、論破せられてその不合理なることを明かにされる。如何なる商人でもかゝることを奇怪なる事實として拒否するであらう。

勿論収益資本化に於いては、かゝる結果は反對の方向にも生じ得る。そして高等行政裁判所は上に指摘した判決の中で、十パーセントの利潤が先づ原價に依つて記録されてゐる營業財産の増加を來すと同様に、これよりも低い利潤はその減少に至らしめるといふことを、明示してゐる。即ち利潤が僅少であるといふ事實は、營業に投資されてゐる金額の減少を惹き起すのである。

更にまた非常に特殊な場合に遭遇することもある。即ち或る、工業家が、信用を授與せられんが爲にしても若くはその營業を譲渡せんが爲にしても、帝國大審院判決並びに高等行政裁判所の判決に従つて彼の營業の客觀價値を記載した筈の貸借対照表を人に提示しやうとする場合には、當該工業家は詐偽的貸借対照表の故を以つて刑法上の責任を問はれることになる。

以上述べたゞけで十分である。何となればやがては次の様なことが明かとなるべきが故である。即ち、秩序的貸借対照表に取つては、決して客觀的に觀て營業企業の價値とすべきものを確めることが問題ではない。かゝる事實は秩序的貸借対照表とは些かの關係をも有たぬ。全然種類を異にする事柄が問題となるのである。

原價から懸け離れた方法は悉く支持す可らざる結果に到達し、且つそこへ到達せざるを得ないのであつて、特に収益資本化の方法は絶対に克服するを得ざる結果に導くものである。それは貸借対照表及び簿記を混沌たるものに變ぜしめる。茲に於いて再び第五章の最後に述べたことを繰り返して置く、即ち、商法第四十條の方法に外ならぬ獨立評價と、實際上にのみ行はれつゝある原價法との間には何等の妥協點もない。それが絶対に必然的なことであり正しいことであるといふことだけは眞實な客觀的價値の確信ある主張者にも明かなことである。

#### 第七章 債務者勘定及び債権者勘定

經驗に依れば債務者勘定と債権者勘定とは簿記に通ぜざる者に對しても又法律家に對しても均しく有害な危険を及ぼすものである。即ち商法第四十條に依つて支持せられてゐる獨立評價の誤れる見解から出發した者は、締切後の年度計算に於いては債務者勘定及び債権者勘定は、猶ほ締切らな以前の帳簿に於いて表示するもの以外のものを表示するを得ず、而も此の場合與へたる貨幣價値及び受けたる貨幣價値の額を現はすものであるといふ根本的な事實を看過するに違ひない。

斯かる聯想は貸借対照表上の債務者勘定及び債権者勘定に關する概念構成に對して重大な意義を有する。即ちその觀察方法に對して貸借対照表上の債務者勘定及び債権者勘定を先づ帳簿上の意義に從つて解釋できるやうに統制を行はない者、即ち獨立評價の觀念に捉はれてゐる者は、貸借対照表の債務者勘定及び債権者勘定に就いて何等か法律的本質を有するが如きものを認めるであらう。此處に於いて債務者勘定及び債権者勘定の債権及び債務に對する危険なる類似に遭遇する。即ちこ

れ等の言葉は全く同義に使用すべきであつて、債務者勘定及び債権者勘定といふのは技術的、換言すれば簿記及貸借対照表技術的意義を帶ぶるものであると信じられてゐる。そしてかゝる見地から、法律上の意味で不完全な貸借対照表數字に對する訂正の觀念に到達するには僅かに一步の要あるのみである。かくて此の點に於いても再び貸借対照表が簿記に基くといふ觀念が缺けてゐる結果として『誤れる』簿記數字の『修正』が行はれる。

從つて第一に、簿記は決して帳簿締切の終つた營業を、斯る状態のままに記録すべき義務はない。之に反して寧ろ營業に就て一方から何等かの給付が行はれた場合に始めて記帳が行はれるのである。故に購入が行はれ、販賣者が直ちに購入物件を引渡さないか若くは購買者が代價の全部若くは一部を支拂はないかの場合には、一般に之がために何等の記帳すべき出來事も與へられてゐない。それは商品が引渡され若くは代價が支拂はれた場合にはじめて行はれる。云ふまでもなく商品の引渡並びに購入代價の支拂は只財産價値の提供としての性質に依つて記帳せられるのみである。

斯かる見解に存する誤謬を防止するために、一八九七年の法律改正に當つて、舊商法第二十八條の第一項に對して、新商法第三十八條の第一項として次の如き條文が與へられてゐる。

『總ての商人は、帳簿を記し、この中に彼の商事營業及び彼の財産の状態を、秩序的簿記の原則に從つて明かにすべき義務を有す。』

この點に就いて覺書に於いては次の如く述べられてゐる。『從前における第二十八條に含まれて居なかつた秩序的簿記の原則を指摘することによつて、重要な點が明かとせられた。綿密なる商人の

慣習に従つて、帳簿がどういふ風に記されねばならぬかといふことが判断せらる可きである。……かの指摘に依つて同時に第二十八條の條文に於ける不精確が排除せられた。何となれば、商法上においては、第二十八條の條文が外見上要求してゐる様に、營業締切そのものが明かにされるのではなくして、唯營業の結果發生する財産の變動のみが明かにされるのである。依つて秩序的簿記の原則といふことを擧示することは、この規定の正しい意味を確保するものである。

それ故年度計算の遂行に際しては、その一覽的數字に於いて唯發生した實際の財産變動が表はされるに過ぎない。換言すれば、債務者勘定は與へた財産提供の受けたるものに對する超過額を、又債権者勘定は受けた財産提供の與へたるものに對する超過額を表はすのである。併しながら改正法律の編纂者が、第三十八條に就いて全く適切な方法によつてその主旨を説明した後、第四十條に對する趣意の中に述べてゐる所によれば、『それは常に商品、債權、及び其の他の財産物件のみならず、評價上の負債をも包含するものである。』寔にこれで十分な筈である。

法律起草者並びにすべての法律家は、獨立的評價が行はれ、且つそれは、提供が行はれようが行はれないが、同一の法律關係の結果生ずる債權及び債務のすべてに及ぶべきものであると信じてゐる。即ち債權及び債務は相互に均衡を保ち、債權の財産價值若くは債務の財産價值の何れか、超過額を有する場合には、毎にその超過額は積極若くは消極に編入さるべきであるとなすのである。かくの如きは全然誤謬であつて、下に掲ぐる例はこのことを闡明するものである。即ち一製造業者が一九〇八年十二月一日の契約に依つて、一九〇九年八月一日に一萬二千マルクの價格を有する機械

を引渡すべき義務あるものとする。其の後間もなく彼は營業の締切に依つて、採算上の誤謬が存し、その營業によつて常に利潤を獲ざりしのみならず二十マルクの損失を有するといふことを氣付く。その價格割引の請求は相手方に依つて拒絶せられる。更に、營業年度が暦年と一致してゐる此の工業が、一九〇八年十二月三十一日に貸借対照表を作成するならば、この時點に於いて損失の發生することに就いては些かの疑を挾むべき餘地がないにも係らず、營業主は引渡債務の財産價值が購入價格債權の財産價值以上に出づる超過額を貸借対照表に表示すべきである、といふことが全然斟酌せられない。即ち貸借対照表は此の點には少しも觸れてゐないのである。

同様に反對の場合にも、換言すれば此の工業が正しく採算を行ひ、確實に利潤を豫期することの出来る場合にも、購入代金債權の價值の、引渡債務の價值との關係に於ける超過額は、何等の影響をも貸借対照表に對して及ぼさないことは、自明のことである。

商法第四十條の起草者の敘述法に依つて、債權及び債務を評價せんと欲すれば、貸借対照表作成の時に當つて企業上のすべての活動を絶えず繼續してゐる營業に於いては、合理的な損益算定は、些かもその跡をとめて居らぬ。整理の未だ終つて居らぬ營業のプラス若くはマイナスの収益が、現會計年度から經過せる會計年度に溯及するならば、それはその要素に於いて崩壊を來す。損益算定は、獨立に、唯實際に發生した、單に現存するのみに止まらざる、財産の變動に基いて行ふを得るのである。

此處に記述した債權及び債務の評價法は徹頭徹尾法律及び法律家の輿論に該當するものであると

いふことは、今猶ほ商法第四十條に關する大多數の註解の中に引用されてゐる帝國高等商事裁判所の判決に依つて證明されてゐる。此の場合帝國高等商事裁判所は、合名會社の社員が脱退若くは解散の場合に、會社定款に從つて營業財産が從來の社員一人に轉移し、並びに當該社員又は他の社員が拂ひ戻しが行はれ、清算が貸借対照表に基いて行はれるべきならば、此の内には貸借対照表の作成の時に當つて猶ほ未定の投機取引が將來に於いて齎らすと豫想せらるゝ利潤の編入せらるべきであるといふ見解に到達してゐるのである。

#### 第八章 商法第四十條の第三十八條に對する關係。

##### 舊商法第三十一條の成立

ジモンはその著の序文に於いてゴルトシュミットの次の如き言葉を引用してゐる。曰く「原理は之を實行に移して證明せらる可きであり、實行の努力は必ずや屢々不明、曖昧若くは全然の誤謬を防止する。この輕蔑せらるゝ是非判斷法も、之を嚴格に遂行するや否や、堂々たる多數の原理が驅逐せらるゝに至るのである。」と。今や、讓渡並びに使用せらるべき物件に關し、而して最後に債權債務に關して、獨立的評價の原理が實證せられた以上の實例は、一般に此の原理の嚴格なる實行が如何にして商事上の損益算定に對する誤つた且つ支持す可からざる結果に到達するかを、明瞭ならしめた筈である。獨立的評價の原理の支持すべからざることに同時に、商法第四十條に於ける當時の讓渡價值に關する根本思想の支持すべからざることも、それがこの原理を基礎とするの故を以つて、明かにされた。従つて第四十條の妥當性に關する問題に立ち入らねばならない。

前節に於いて舉證した商法第三十八條は正に商人に對して秩序的簿記の義務を負はしむるものである。秩序的簿記に對しては、貸借対照表に記載せらるゝ數字を帳簿から引繼ぐといふことが附隨してゐる。かくの如きことが行はれ且つ當該貸借対照表が第四十條の實際の原則に該當する様な價值を示したとすれば、帳簿は救ふ可からざる混亂に陥り、多少なりとも秩序的な簿記といふものは問題とならなくなる。第五章乃至第七章に於ける實例は之を十分に説明してゐる。それに從へば第三十八條に於いて確立された秩序ある簿記の規定は、第四十條に依つて指定せられてゐる獨立的評價の原則と解決し難い矛盾關係に立つ。兩者は相並立する能はずして、その何れか必ず讓歩しなればならぬ。故に第三十八條の妥當性に對する判斷を行ひ、そしてこの判斷がかゝる意味に一致するといふ點に何等の疑問を生じないならば、第四十條は獨立的評價の原則を放棄すべきである。その場合これに依つて生れる缺陷は、たとひ原價價值を直接商事慣習法に基礎づけようが或は間接に法規即ち第三十八條に基礎づけようが、實際上の原價價值に依つて補充される可きである。

此の問題は商法第四十條が舊商法第三十一條として成立した由來を考慮せずに解決することは出来ない。ニールンベルヒ委員會は法律家と商業界の關係者より成り、それもルツの議事録に從へば法律家十七名に對し商人七名である。第三十一條に對して決定的な一八五七年二月二十九日の會議には二十二名の會員が出席したが、それは實業界の關係者六名と法律家十六名とであつた。採決投票には十四名が參與し、而も十一票が第三十一條の採用を可とし三票が之を否とするものであつた。此の條文が全體の草案と同様に法律家に依つて編纂せられたことは、極めて確實である。第三十

一條は討論の際にも同様に法律家に依つて辯護されてゐる。何となればそれは殊更ら彼等の爲に行はれたものであつて、従つて甚だ擁護すべき指標を包含せるが故である。従つて第三十一條の規定に對して善き指標としての推薦を與へた者は、既に前から斯くの如きものを知悉してゐたのである。このことはまた、訴訟の方面からこの點に關する經驗を有してゐる法律家に就いても當嵌る。従つて、法律家が第三十一條に於ける時價を以つてバンデクレンの眞價と觀てゐたことは疑を容れない。それはまた上に引用した帝國高等商事裁判所の判決に依つて、且つ、假定せられた讓渡價值に基く客觀價值が主觀的測定に基く價值に對立せしめられてゐる註解に依つて、裏書きされてゐる。

併しながら所謂客觀價值なるものとその効力とに就いては次の様な事情が存する。即ち例へば何人かに依つて法律に違反して毀損せられた物件の如く、或る物件の價值に關して訴訟が行はれる場合にも、法律秩序が客觀的價值標準を規範とし、一般的讓渡價值を斯くの如きものとして規定するならば、それは云ふまでもなく善良なる目的と意義とを有することになる。何となればかかる場合には通常訴訟當事者の一方は價值を出來る限り高く、而してその相手方は出來るだけ低く、認めようとする傾向のあるためである。法律家は彼等が一般的讓渡價值に關する限りで有つてゐる經驗に基いて、かかる價值標準を彼等の知らない商事上の損益計算の領域にまで及ぼそうとする。彼等はそれが此處では全然不適當であるといふこと、否貸借對照表と絶對に矛盾するものであるといふこと、を知らないのである。

扱委員會に於いては實際第三十一條に對して反對が加へられた。而もそれは明かに或る商人に依つて發せられたもの、如くである。何となればその反對は全く一定した商事上の經驗を示してゐるが故である。即ち彼は、第三十一條を以つてしては商法の目的を超越して示教の範圍に紛れ込むのであつて、斯くの如きは、銀行業者に於いても異り、船舶所有主に於いても異るといふ様に、多くの場所に於いて様々な營業に就き種々の財産目録及び貸借對照表の作成が行はれるに従つて、それだけ困難となる、と非難してゐる。他の二人の反對者も亦商人の中から求むべきものと想像することが出来る。併しながらこれ等の全てに對しては特に重きを置かなくても良い。最も重要なことは恐らく次の點である。即ち商人は、別に第三十一條の草稿にも乃至は確定した法文にも直接に述べられてゐない、法律家のいふ一般的讓渡價值の下に隠れてゐるものに全然氣が付いてゐない。全く商人は、而も彼等の中で帝國高等商事裁判所の基礎的判決を知悉せる者さへもが、今日猶ほそれが一般的讓渡價值と如何なる關係を有するかを知つてゐないのである。而も多數の簿記著述家は、この判決を一部分原文通りに引用し、かくて彼等が此の判決及び法律上の貸借對照表作成法に一致することを表明してゐる。即ち彼等は簡單に、帝國高等商事裁判所の判決及び第三十一條、殊に第四十條に對して、一般的讓渡價值に依つては實際上に於ける通常の價值以外の如何なる價值も意味せらるゝものではないといふ解釋を與へてゐる。従つてそれは何等の矛盾をも生ずるものではないが、一般的讓渡價值の本質を、獨立評價法に基く嚴密なる論理的解釋に於いて理解せらるゝが如くに解釋するならば、彼等はかかる方法を異口同音に全然意義に叛き原則に違ふものとして拒絶するであらう。

これが何故一般的譲渡價值がその成立に際してもまたその存続に於いても實業界の代表者に依つて反對を蒙つたかといふ理由である。併しながらこれに依つてまた一般の法律家が何故に、法律上の現在の譲渡價值が、ひとり商人にのみ可能な損益算定の意味に於いて全然不可能なる原則を意味するといふことを知るに至らなかつたかが、明かにせられたと思ふ。

## 賃銀支給制度研究

——集團的獎勵賃銀支給制に就て——

小島 榮 次

### 目次

- 一 集團的獎勵賃銀支給制度の概要
- 二 其實施の基礎的條件
- 三 其の實際
- 四 其社會的影響

#### 一 集團的獎勵賃銀支給制度の概要

賃銀支給制度の如何は労働能率を動かし労働所得の増減を來たし、延いては生産費或は價格にまで影響を與ふる要素となり得るものである。従つて企業家の享くる利潤も一般消費者が價格の低落到に依つて受くる利益も、すべて賃銀支給制度と關係あるものなる事も明である。斯くして從來主として企業家的見地から其利潤増大を目的として、次から次へと新しき賃銀支給制度の考案が立てられ且つ實施せられて來た。曰くハルシイ式・ロワン式・ガント式・エマスン式・ウェンナルド式・ビ